

困難な問題を抱える女性への支援
に関する検討会（第3回）

令和8年10月5日

資料2

厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会」

第3回 ヒアリング資料

2026年 10月5日（月）

全国女性自立支援施設等連絡協議会会長

熊谷 真弓



女性自立支援施設の存在意義

～社会福祉事業のこれからを念頭に、
施設の受け入れ促進と
女性支援関係機関・団体連携の具体化を考える～



はじめに

①根拠法の確認

②全国女性自立支援施設等連絡協議会の活動と
その歴史的意義

I 女性自立支援施設の存在意義

II 受け入れ促進と連携

おわりに

女性福祉の担い手として、そして
地域福祉の担い手としての
「女性自立支援施設」であること

はじめに

①根拠法の確認 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」)

目的 第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり**女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い**ことに鑑み、中略 人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

定義 第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、**性的な被害**、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(**そのおそれのある女性を含む**)。

基本理念 第三条 前略 一女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、**困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。**

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(以下「基本方針」)の確認

- ・**女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い**→「基本方針」第2の 1. 参照。
- ・「**性的な被害**」について、より詳しく「**性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的被害**」と明記している。
- ・「**自立**」は「**経済的な自立のみを指すものではなく**」、中略 本人の「自己決定」及び「自己選択」が重要な要素、
→「基本方針」第2の 3. 参照。

はじめに

②全国女性自立支援施設等連絡協議会の活動とその歴史的意義

☆2026年4月現在 会員数57 内訳 女性相談支援センター併設(公設公営) 22
社会福祉法人運営(民営)23(うち公設民営6)
女性相談支援センター 12(うち施設未設置6)

☆主な年間活動

全国女性自立支援施設長等研究協議会	年1回	1泊2日	対面
全国女性自立支援施設等支援員研究協議会	年1回	1泊2日	対面
民営施設長会	年2回	1泊2日	対面
ブロック会議(5ブロック)	年1回	ブロックごと、日程、対面・オンライン等決める。	

☆最近の開催テーマ 2025年「女性支援法を実効性あるものにしていく方策と連携」
2026年「女性支援法を実効性あるものにしていく方策と連携Part2」
2026年支援員研究協議会「困難な問題を抱える女性にとって、女性自立支援施設は？
～ 中長期に支える施設の存在意義を改めて考える」

☆共同の取り組み 女性自立支援施設 支援のハンドブック作成中
会員施設の個別支援計画 様式集作成 →2025年度実施

はじめに

②全国女性自立支援施設等連絡協議会の活動とその歴史的意義

「売春防止法」根拠法から「女性支援法」根拠法へ **現場からの改正運動**

1992年(H4) 厚生省「婦人保護事業の現代的課題とそのとりくみへの「提案」」(婦人保護事業懇談会)

2004年(H16) 東京都社会福祉協議会婦人保護部会(現 女性支援部会)

「婦人保護施設のあり方を考える検討会」設置

2012年(H24) 小宮山厚労大臣に要望書(横田千代子全婦連会長・近藤恵子全国女性シェルターネット共同代表)

厚生労働省「婦人保護事業等の課題に関する検討会」設置(戒能民江座長)

2015年(H27) 全婦連「売春防止法改正実現プロジェクトチーム」設置

(施設、センター、相談員、行政、研究者が集い、改正にむけて連動)

2018年(H30) 厚労省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」設置(堀千鶴子座長)

2019年(R1) 同検討会 10月「中間まとめ」において、

「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的考え方」として

「新たな枠組みの必要性」「売春防止法第4章は廃止されることとなると考えられる」と明記。 5

I 女性自立支援施設の存在意義

「社会福祉施設」の役割

支援を必要とする利用者にとって

心身の回復、生活再建等の見通しを立て、人権の主体として地域生活
に向け再出発するための自立支援を受ける「生活の場」

支援者にとって 「レジデンシャルソーシャルワーク」の実践の場

「女性自立支援施設」の存在意義は

- ・根拠法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」)及び、その「基本方針」に則って実践する、中長期にわたる利用者の回復から始まる自立支援の拠点
- ・社会福祉施設として、地域福祉～地域共生社会を実現していく拠点

基本にあるのは「女性福祉」

ジェンダー平等の視点から、すべての人の人権尊重へ

Ⅱ 受け入れ促進と連携

受け入れ促進と連携に関して 確認したい **大きな課題** 他分野との連携

1.DV被害者支援のありかた～「被害者」は加害者追跡遮断の対象者として隠れる存在、
隠される存在、それでいいのだろうか？

☆世界的な動きとして～①日本は加盟国ではないが、イスタンブール条約が今後の在り方を提案。

②国連女性差別撤廃委員会 日本政府への勧告(2024年)

☆日本の現状は～①2001年DV防止法施行後、施設は一時保護委託先となり、シェルター機能が加わり、これまで社会福祉法人として地域に開かれた支援をしていた施設は、
住所秘匿、施設の看板も撤去。☞民営施設長会 「地域が遠くなった」

②公設公営はDV被害者の一時保護が優先となり、ほとんどDV被害者一時保護に特化されていった。

☞全女連としての確認～「地域移行への支援と秘匿する支援を同じ建物で実施するのは限界」

※受け入れ促進・連携には、関係省庁縦割りを超えて、DV被害者支援の再構築が必須。

2.「困難な問題を抱える女性」の第一義 性的な被害(性暴力、性的虐待、性搾取)の重み

※法務省「売買春に係る規制の在り方検討会」報告と「女性支援法」(第1回検討会意見あり)

明治期「公娼制廃止運動」を源流とする「売春防止法」、その問題を超えるための「女性支援法」だが、 7

Ⅱ 受け入れ促進と連携～具体的提案

1. 施設入所基準の見直し～最も必要な受け入れ促進・支援の必要性を重視した受け入れへ

現状は「女性支援法」の主旨に則っているでしょうか？

「女性支援法」の趣旨に基づき、「就労可能であること」や「集団生活が可能であること」などを前提とするのではなく、支援の必要性を中心に入所判断を行う仕組みへ見直しを検討していただきたい。

👉 民営施設長会からの要望

2. 入所会議の見える化～連携

措置を決定するのは都道府県の女性相談支援センターですが、入所会議に市区町村の女性相談支援員や民間団体の支援者など、利用者のアセスメント(地域でのファーストコンタクト)を行っている関係者が参加し、支援経過や施設利用の必要性を共有できる仕組みを検討していただきたい。

3. 施設・女性相談支援員・民間団体の日常的な連携～切れ目のない支援体制の構築

女性自立支援施設、女性相談支援員、民間団体が、個人情報取り扱いに充分配慮した上で日常的に情報共有や支援協議を行い、入所前から退所後まで一貫した支援を実施できる体制の整備を進めていただきたい。

Ⅱ 受け入れ促進と連携～具体的提案

4. 「センターの一時保護を経ない入所決定・手続きも可能」(基本方針)の促進

前提： 当事者の意思の尊重 ～ 利用者の施設事前見学・体験宿泊

施設も事前見学時に、アセスメントが可能、利用者にとっても施設・職員と直接会って見ることができる。

東京都の例：プレ入所方式 都内5施設(うち1施設は産前産後特化)

危険な加害者追跡のないことが条件

事前見学は複数施設可能 センターの一時保護を経ず、一時保護委託として、施設に体験入所。

その間、本入所と同じ支援を受け、2週間を目途に本人の希望、入所意思を確認して、本入所となる。

※ 加害者追跡無しの利用者であれば、事前見学し、迅速にセンターが措置を決定し、施設に入所し、まずは「生活の場」を安定させることは重要。

※ 前項3の提案 を実施していくことで、施設も、突然利用者を受け入れるのではなく、

経過を理解し、顔の見える関係として支援をスタートできる。👉 民営施設長会で検討 9

Ⅱ 受け入れ促進と連携～その基盤として必要な提案

5. 研修体系の整備と調査研究～支援力の向上、次世代育成、法律を活かすために

☆研修 ～女性支援法以前は、施設や民間団体は国主催の研修は無かった。

- ・現在の国主催研修実施の継続は必須。自治体・各団体間の研修の情報共有、連携。
- ・現場からの要望を広く集め、個別課題テーマの研修の充実を。
- ・重要テーマ例 厚労省資料：入所に繋がらない理由「本人に障害や疾病があり、、」
→障害や疾病に関する正しい理解、支援の内容方法に関する研修を！
- ・女性支援法の理念、女性支援の歴史的経過・課題に関する研修は必須。DV防止法、売春防止法、刑法性犯罪規定等 法律の改正の動向や、人権にかかわる国際的動向も交えた研修は、法を活かしていく次世代育成として重要。(特に行政と管理職研修で)

☆調査研究～データ上の入所率の低さだけでなく、**レジデンシャルソーシャルワークの現場の意義を浮き彫りにする(課題も含め)調査研究を。**施設は24時間365日利用者と向きあう中で支援の悩みも喜びもあり、常に利用者にとって、この支援でいいのか問うています。10

Ⅱ 受け入れ促進と連携～具体的提案

6. 時間は必要ですが、DV被害者支援のあり方の再構築と売春防止法改正

再度の問い☆DV被害者は隠れ、隠される存在、それでいいのだろうか？ 加害者アプローチは？

⇒「加害者」への対応：暴力、性暴力は犯罪→処罰、背景にある加害者の生活歴成育歴→責任を問う回復支援

⇒加害と被害 コントロールする、される 支配・被支配の人間関係の回復への支援

⇒「同伴児童」ではない 人権の主体としての子どもへの支援 👉第2回岡山県薬師寺センター長 資料参照

※先進的な知見に学び、取り入れて再構築していく関係省庁横断的な検討会を！

☆社会福祉法人制度改革の中で、地域貢献が責務である「地域に開かれた」施設であるために、

住所秘匿でない施設に戻りたい。👉 民営施設からの要望 DV被害者の地域生活に向けた自立支援。

☆加害者追跡が厳しい間の安心できるシェルターを確実に運営すること。

⇒女性相談支援センターは配暴センターを兼ねているので、公的シェルター運営を考えられないか。

⇒民間団体の運営するシェルターへの資金と人員確保への公的補助を確実にしていくことが重要。

👉民営施設長会では、施設がその機能を活かし、地域に開かれたもっと取り組める支援方法として、

通所型事業だけでなく、「訪問・相談事業」のモデル事業実施要望を検討。

再度の問い ☆積み残している「売春防止法」改正への議論

女性自立支援施設は、売春防止法5条違反の女性を受け入れています。

その現場からの発信が必要。

おわりに

「女性支援室」が「厚労省社会・援護局 地域福祉課」にある意味は大きく支えです。

☆女性自立支援施設は、地域福祉、女性福祉の担い手として存在意義を発揮したい。

第2回センター・自治体のヒアリングを受け、改めて「地域」に根差す施設であればこそ、都道府県行政と市区町村行政をつなぐ、ハブとなる役割を認識しました。

また、今後の区市の庁内連携ネットワークの広がり期待し、「現場」担当の施設と民間団体との連携を地域でつくっていくことを進めていきます。（東京都女性支援部会で取り組み始めました。）

改めて、女性相談支援センター、女性相談支援員、民間団体と女性自立支援施設の4本柱が連携協議できる仕組みを構築していく必要を感じます。

☆最後に 国際社会の中での日本～地域共生から地球共生の視野

世界的な平和・人権の理念

ジェンダー平等、子どもの人権、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)、SDGs等を言葉として取り込み、実践していく女性自立支援施設でありたい。

～「女性支援法」の理念を実効性あるものしていくために

顔の見える関係が紡がれる生活支援の現場から 以上です～